

# 会 議 録

## 1 会議名

令和元年度第3回有田区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 【報告事項】

公の施設の使用料改定について（公開）

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について（公開）

### 【協議事項】

地域の課題について（公開）

## 3 開催日時

令和元年10月21日（月）午後1時30分から午後2時34分

## 4 開催場所

上越市カルチャーセンター 研修室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員： 熊木敏夫（会長）、秋山千恵子（副会長）、青木ユキ子（副会長）、  
飯塚徳雄、牛木幸一、大原久雄、樺沢早苗、栗間良子、高橋邦夫、  
高橋秀樹、長谷川陽一、平井弘一郎、山崎栄一（欠席2名）

・事務局： 北部まちづくりセンター：滝澤センター長、小池係長、霜越臨時職員  
用地管財課：廣田課長、恩田係長  
行政改革推進課：大瀧課長、小酒井副課長、内山主事

## 8 発言の内容

### 【滝澤センター長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

**【熊木会長】**

- ・挨拶
- ・会議録の確認：飯塚委員、牛木委員に依頼

議題【報告事項】公の施設の使用料改定について、担当課へ説明を求める。

**【用地管財課：廣田課長】**

- ・挨拶
- ・資料No.1「公の施設の使用料改定について」に基づき説明

**【熊木会長】**

説明に対し質疑を求める。

**【高橋秀樹委員】**

資料の「2 使用料算定の考え方」についてだが、調整率が現行使用料の1.2倍や1.1倍となっている根拠が分からない。現行使用料の内訳としてメンテナンス料も含めて維持管理費を今まで幾らもらっていたのか、今回の改定で幾らになるのか。算定例として挙げられている市民プラザは単純に700円の1.2倍で840円ということは改定後に140円も上がる。140円は消費税を引いて残りは施設の維持管理費ということか。今まで維持管理費は含まれていなかったから今回の改定で含んでの料金となるのかをお聞きしたい。

**【用地管財課：廣田課長】**

今までも維持管理費等は含まれていたが、老朽化等で維持管理費用がかなり掛かってきている。市全体を見ても維持管理費が多くなってきているが、各施設を維持するにあたっての維持管理費を生み出すためには概ね2分の1程度を皆さんからご負担していただくこととなる。だが、そうなると現行収入の1.3倍以上となり、激変を緩和するために負担調整を各施設に応じて1.2倍や1.1倍といった負担調整率を設定した。

**【高橋秀樹委員】**

それは答えになっていない。私が聞きたいのは、これまでの維持管理費が幾らで、改定後に幾らになるのかという質問である。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

維持管理費については、市全体の数字で申し上げますと約17億8,000万円となっている。それに対しては使用料の収入が4億300万円程度となり、施設の減免の使用料が1億5,000万円程度である。維持管理費の2分の1を負担していただくというこ

とになると約1.3倍の増額が必要となるが、激変を緩和するため負担の調整率を設けさせていただいた。

**【高橋秀樹委員】**

まだ答えになっていない。今まで維持管理費は幾らでみていたものが、改定後に幾ら増えるのか。今までの使用料に維持管理費が含まれていたが、それだけでは維持管理が賄えないから使用料を上げるという説明がない。上げることに反対ではないが、この数字のロジックがよく分からない。

例えば資料に載っている例で言うと700円のうち、維持管理費がどれぐらいを占めていて、それでは賄えないから、これだけ上げるというような説明が本来必要なのではないか。実際に施設を利用する立場からすれば1.2倍の根拠自体が分からない。例えば今までは1.1倍で計算していたが、1.1倍ではとても賄えないから1.2倍にするというような具体的なものがないと説明にならない。もし、この場で答えられないのであれば、後日で良いので根拠を教えてください。

**【熊木会長】**

我々は、ここで数字を棒読みされても比較検討できない。今までこれだけ掛かっていたものが、今度はこれだけ必要だから1.2倍の数字でお願いしたいということだろうと思う。基本的に市の財政が今後、ひっ迫してくることは予想されるため高橋秀樹委員が言われるように値上げについては反対しないが、我々とすれば具体的に示していただかないと分かりにくい部分がある。これは使用料だけではなく、他のことでも言える。いろいろなものが出てきて、いろいろなものが削減されていくと思うが、削減するにしてもきちんとした根拠を分かりやすく説明していただきたい。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

値上げについては、市の財政が令和4年度までの収入と支出を比較すると約7億8,000万円不足するという推計が出ている。7億8,000万円の不足を埋めるために、使用料を3割程度上げさせていただきたいと考えている。

調整率の1.2倍や1.1倍というのは、国の基準や県の基準、他市町村の動向等を勘案して定めているので積算したものではない。ただ、1万円を超える料金が1.1倍で1,000円上がるのと、100円の料金が1.2倍で20円上がるのとでは負担感が違う。それにより、1.2倍や1.1倍の調整率を定めているものである。

今回は施設全体として掛かる経費は幾らで、貰っているお金が幾らという合計の金額

で算定をしている。例えばカルチャーセンターで掛かるお金が幾らで、利用者からこれだけ貰っているので、これだけ値上げさせて下さいという決め方ではなく、全部の施設で維持管理費を賄うためにはどのような金額を皆さんからいただいたら良いのかという計算である。資料の出し方や説明の仕方についてはまた今後工夫したいと思う。

**【大原委員】**

施設の見直しと料金の改定は行ったばかりだと思うが、消費税が上がったからそれに便乗して見直したということではないか。今までのもくろみ違いをここで修正しようということにしか私には見えない。

前回、各施設の料金を改定したのはどうなったのか。その時のもくろみが間違っただということか。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

前回の使用料改定は平成27年10月に行っている。もともと次回の見直しを平成30年度に行う予定としていたが、消費税率の引き上げを10月に行うということが決まっており、短い期間で再度改定となると混乱が生じることになるので消費税率引き上げ等の見直しと併せて今回行った。前回改定した中でも維持管理費における収入の割合が低かったので、今回改定させていただくことにしている。

**【牛木委員】**

使用料算定の仕方についてだが、利用者の2分の1負担というのは今回から行うのか。それとも今までも維持管理費は利用者の2分の1負担という考え方できたのか。

利用者から2分の1を負担してもらうことはいつから始まっているのか。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

2分の1の負担というのは今回の改定から新たに適用させていただきたいと考えている。

**【牛木委員】**

では、今までの利用者の負担比率はどのように算定していたのか。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

全額を利用者の負担で賄うように算定して改定をしてきているが、全額となると難しい部分もあり、2分の1とさせていただいている。

**【牛木委員】**

維持管理については、全額利用者負担だったということか。この計画から利用料の2

分の1負担にすることになれば利用者の負担比率が軽くなるのではないか。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

前は、算定上は全額利用者負担であった。ただし、激変緩和措置を設けており、今回の負担調整のような形で調整を行っているが、算定の目標は全額利用者負担としていた。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

少し具体的な数字で申し上げると、例えば、今まで経費で1,000円掛かっているので利用者から利用料金として1,000円貰いたいという考え方であり、それを目指して料金設定をした。昨年を例に挙げると1,000円の維持管理費に対して300円くらい利用者からいただいていた。今回、1,000円の2分の1の負担をお願いしたいということなので、単純計算すると500円を目指すことになる。しかし、300円から500円に上げると利用するのを控えてしまうという事もあるので、1,000円掛かっているが、利用料金を200円や100円程度値上げさせてもらうということである。

**【高橋邦夫委員】**

今回、急激な負担増や増額に伴う利用者の影響を少なくするために1.2倍や1.1倍という調整率を設けたのだと思うが、そうすると当初の目標よりも少なく見積もっているということになる。本来改定したい額は1.3倍くらいだと言っているのに、この改定はどこまで先を見通してやっているのか。何年後かには再度改定しないといけなくなるのではないか。今後の見通しはどうなっているのか。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

調整率1.3倍を目安にしたいが、上限でも1.2倍程度に抑えた。次回の定期改定は5年後を予定している。維持管理費を賄うために収入を多くしようという目的であるにも関わらず、料金の改定する度に、料金表を刷り直したり、ホームページの料金表を改定したり、お客さんへの案内等で徴収コストも掛かるので、それらを勘案してあまり短いサイクルで改定するとかえってコストが上回ってしまうという考え方もあるので5年毎の改定を目途にしている。

**【高橋邦夫委員】**

今、5年ということでお話だったが、上越市の場合、施設が老朽化しているので5年の間に維持管理費の修繕の部分が増えてくるのではないか。その辺はどこまでみている

のか。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

維持管理費は基本的に光熱費や人件費を基本としている。修繕に関してはその年々によって大きな修繕があったり、なかったりする年があり、ばらつきがあるので維持管理費には加えていない。建築費用のイニシャルコストも加えず、あくまでも例年かかる経常的な経費を基準に算定することとしている。

**【熊木会長】**

ほかに意見等がないので終了とする。

— 用地管財課 退室 —

次に【報告事項】今後の「公の施設の再配置計画」の取組について、担当課へ説明を求める。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

再配置という言葉は普段あまり日常会話の中では使われない言葉ではないのかと思う。公共施設は人口減少や少子高齢化、社会情勢や環境の変化に伴って配置してあるが、その配置が果たして適切なのかどうかという観点があり、それを見直そうということが再配置である。

これから資料No.2について説明させていただく。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

・資料No.2「今後の『公の施設の再配置計画』の取組について」に基づき説明

**【熊木会長】**

説明に対して質疑を求める。

**【高橋秀樹委員】**

資料の「施設一覧」の中で、3番の安江住宅と4番の春日新田特定公共賃貸住宅の公費負担額に「▲」が記載されているが、こちらの2つは公費負担していないということか。

**【行政改革推進課：小酒井副課長】**

3番と4番については公営住宅のため、家賃収入が維持管理の経費よりも上回っているため「▲」と表記している。

**【高橋秀樹委員】**

資料の右側のイメージ図だが、人が集まる努力をしていないような計画に感じる。施

設を統合して、ほかの施設は縮小しようとかいうのは、結局何も勘案せずに進めているということか。

**【行政改革推進課：大瀧課長】**

温浴施設等は、特にバブルの時代に各市町村が一同に温浴施設を造ったという経緯がある。当然、ホテルや旅館、温浴施設を運営されているところは競り合う部分も出ており、非常に厳しい状態だという認識をしている。それを全く考えずに、ただやめれば良いとか再配置するということを進めているわけではないのでご理解をいただきたい。

温浴施設は市の場合、第3セクターという形で運営、経営しているところが大半である。現在、民間へのサウンディング調査を実施するとともに専門家の意見や全国の事例等も調査しながら今後どのようにしていくか検討している。

**【熊木会長】**

ほかに意見等がないので終了とする。

— 行政改革推進課 退室 —

次に【協議事項】「地域の課題について」事務局へ説明を求める。

**【小池係長】**

- ・資料No.4「地域の課題について」に基づき説明

**【熊木会長】**

地域の課題についてだが、有田保育園についてお話しさせていただきたい。

有田保育園の進捗状況は、市と該当町内会、近隣の町内会で具体的な話し合いを行おうと進めている。その中で一部、要望書を出すというような動きもある。

現状としては、有田保育園が手狭というよりは、園庭がない状態が課題である。

今後、有田保育園に関しては、保育園の機能だけではなく、それに伴う子育て支援や入園前の母親が集まれるような施設も附帯施設として造ったり、広い園庭を一部地域で使えるような作りとして欲しい等、公共的な用地として整備してもらおうという話が、近隣住民の意向として出ているので、それを踏まえて今後地域として要望活動を行っていく。具体的な場所は選定されていないが、進め方とすれば地域として要望を出しつつ、適正な保育環境を目指して行きたいというのが要望である。

保育園に関する地域の動きとして以上である。

ほかに何かあるか。

**【高橋秀樹委員】**

資料No.4の「◎子育て環境」の1番目と2番目についてだが、事業を行うためには市の予算の問題もあるが、カルチャーセンターを中心にしてどのように整備していくのか、各機関と調整しながら話を進めたい。ただ、施設を良くしても人が集まって来られる仕掛けを作らずに、ただ利用してほしい、建物を建てて綺麗にメンテナンスするから来てほしいとしても簡単には集まらない。そこの仕掛けも含めてどのようにしていくかが重要だと思っている。

**【熊木会長】**

資料に挙げられている項目が現状の有田区の課題だと思っているが、今回の台風での水害で言えば放水路の問題がある。広域的な案件であり、有田区では何を言っても始まらない問題だが、一応報告だけさせていただく。

保倉川放水路計画については、現在、現地に測量が入っている。法線等は測量によって変わってくる。測量が終わった後は環境アセスメントが入り、その法線に従って造ったらどうなるかということで環境調査が入り、許可が出ればその法線で造ることになる。私達が生きている間に工事が見られるとは限らないが、非常に長いスパンでの工事になるかと思う。ただ基本的には今回の全国的な水害を見ても分かるように放水路でいく以外ないだろうという形が国としても大筋だと思うので、今後はもう少し早いスピードで進むのではないかと期待している。有田区としても放水路計画に全面的に協力するという事で運動していきたいと思う。保倉川放水路期成同盟会が上越市でもあるが、今後は活発的な活動になるかと思う。

地域で保倉川放水路のことを聞かれたらそういった現状だとお答え願いたい。

**【高橋邦夫委員】**

現在、黒井藤野新田線の都市計画道路の工事が進められている。来年度は戸野目川を渡る橋ができるが、10月27日から現在の三田から三ツ橋に至る市道安江小猿屋線から県道黒井小猿屋線の道路で境界の立ち会いが始まる。あの地域に令和2年度を目途に圃場整備を行う関係があり、その道路幅と圃場の関係があるので、道路については境界を決めていかなければいけないということで、そんな動きが進められている。

**【熊木会長】**

ほかに意見等がないので、終了とする。

次に「その他」について、事務局へ説明を求める。

**【小池係長】**

次回の地域協議会について、現在、諮問等の案件は入っていないので、議題等が決まり次第、会長と相談し、ご案内をさせていただきます。

**【熊木会長】**

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。